

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

告示

- 奥多摩湖における禁漁区域及び禁漁期間……………

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 争議行為の予告(五件)……………
- …(産業労働局雇用就業部労働環境課)…

告示

東京都告示第八百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)及び転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十六年三月二十四日	青梅市長淵五丁目七百三十五番から七百三十五番まで及び千九十九番の各一部	延長七七・五〇五幅員五・〇〇〇転回広場二二四・〇〇
----------------------	--------------	-------------------------------------	---------------------------

東京都告示第八百九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

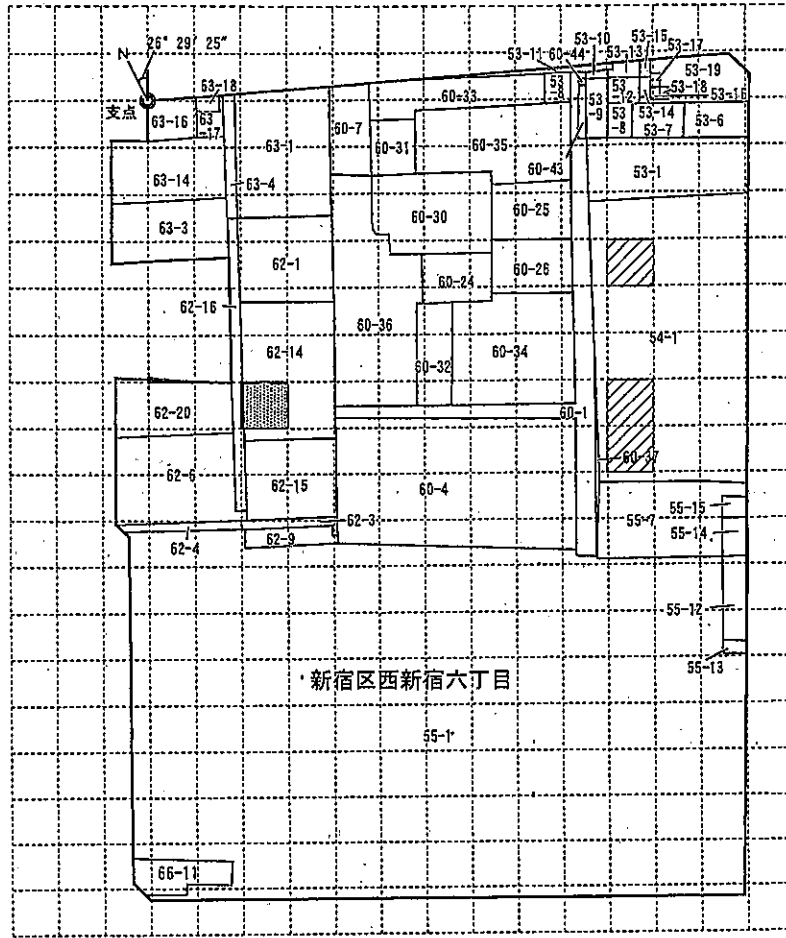
平成二十六年六月十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区西新宿六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第945号により指定した区画)
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

【支点】

支点は、新宿区西新宿六丁目63番16の最北端とする。

【格子の回転角度(26度29分25秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告示(内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条

第一項の規定に基づき、奥多摩湖の次の区域における魚類の採捕を禁止する。

平成二十六年六月十二日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 井草利久

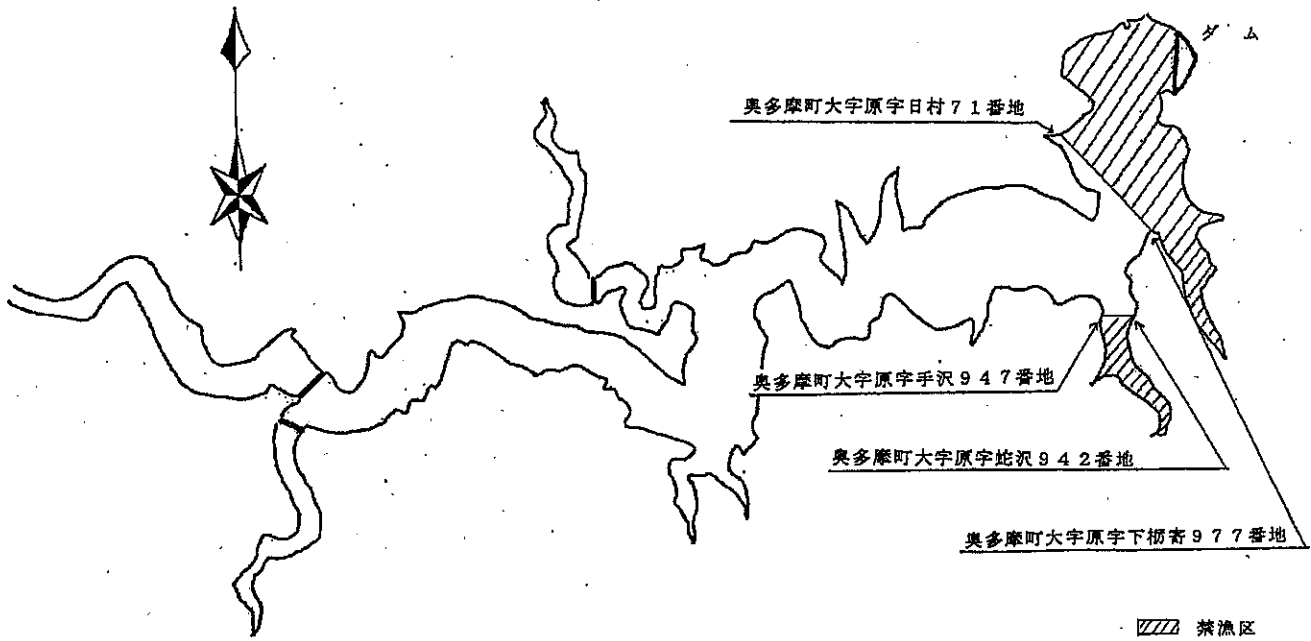
一 禁漁区域

西多摩郡奥多摩町大字原字日村七十一番地
地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字下枋
寄九百七十七番地地先禁漁区標識とを結んだ線からえん堤に至る間の一帯をなす水域
西多摩郡奥多摩町大字原字蛇沢九百四十二番地地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字手沢九百四十七番地地先禁漁区標識とを結んだ線から蛇沢に至る間の一帯をなす水域
次図表示のとおり

二 禁漁期間

平成二十六年六月十四日から平成二十九年六月十三日までとする。

奥多摩湖禁漁区域略図



公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフイズテック・オーグ

三 代表者の氏名

水野 雄介

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区下目黒一丁目四番四号 アパートメンツ

目黒行人坂一〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く中学生・高校生を対象として、ＩＴを活用したものづくりを学ぶ機会を提供することで、地域社会に貢献することを目的としている。経済的に恵まれない状況にある中学生や、情報格差が著しい地方、障がいをもった子どもたちを対象としたＩＴ教育プログラムの提供や、公教育などにおけるＩＴ教育の実行支援を通して、中高生がＩＴの使い手から、作り手へと変ることと支援する。(以上原文のまま掲載)